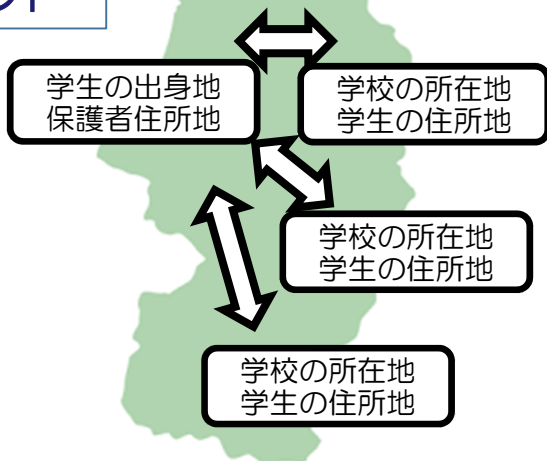


通学のために居住されている住所から保護者の住所地までの

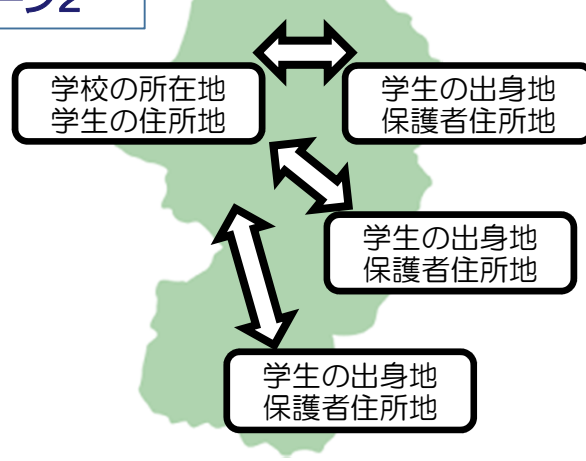
帰省費用 (鉄道賃・高速バス料金) を助成 します

助成対象者 パターン1



県内の庄内地域以外の私立専修学校・各種学校に在学する学生のうち、庄内地域へ帰省をする学生

助成対象者 パターン2



庄内地域の私立専修学校・各種学校に在学する学生のうち、県内の庄内地域以外の地域へ帰省をする学生

本事業は山形県内の私立専修学校・各種学校への進学を促進し、若者の地元定着を促進することを目的として、若者の地元定着率が低く、専修学校等の県外進学率が高い庄内地域をモデル地域として実施するものです。

助成額

帰省に要した
鉄道賃・高速バス料金
片道8回分
(往復の場合は4回分)

※予算額に達した場合は、受付を終了させていただきますので、御了承ください

助成対象月 (乗車年月) ・ 申請期限

令和 2年 4月10日から 6月30日まで	令和 2年 7月31日 (金) 必着
令和 2年 7月 1日から 9月30日まで	令和 2年10月30日 (金) 必着
令和 2年10月 1日から 11月30日まで	令和 2年12月28日 (月) 必着
令和 2年12月 1日から 令和 3年 1月31日まで	令和 3年 2月26日 (金) 必着
令和 3年 2月 1日から 2月28日まで	令和 3年 3月19日 (金) 必着

申請手続きの流れ

- 学生 申請書類の作成し、①～③の書類を下記問合せ先に郵送
- ①令和2年度庄内若者定着促進事業費補助金交付申請書 (兼実績報告書)
※学生本人が申請書を記入し、申請書に保護者と学校から記入、押印を受ける
 - ②助成対象経費 (鉄道賃・高速バス料金) 領収書原本または支払いを証明できるもの
 - ③学生本人名義の通帳の見開き部分の写し (初回申請時のみ添付)
- 県 申請書類の審査、学生へ交付決定通知書を送付、学生本人名義の口座に振込

◆ ◆ 問い合わせ先 ◆ ◆

〒997-1392
山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1
山形県庄内総合支庁総務課

TEL : 0235-66-5417
FAX : 0235-66-2835

令和2年度庄内若者定着促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 知事は、山形県内の私立専修学校等への進学を促進し、若者の地元定着を図ることを目的として、山形県内の私立専修学校等の学生に対して、県内の庄内地域以外の地域から庄内地域への帰省及び庄内地域から県内の庄内地域以外の地域への帰省に要する往復交通費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(総則)

第2条 庄内若者定着促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山形県補助金等の適正化に関する規則(昭和35年8月県規則第59号)及びこの要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰省：企業の採用面接、就職説明会及び職場実習等への参加など、県内の私立専修学校等に通学するために居住している県内の住所地から一時的に郷里である保護者の住所地に帰ることをいう。
- (2) 専修学校等：学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び第134条に規定する専修学校及び各種学校をいう。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内の庄内地域以外の私立専修学校等に在学する学生のうち、庄内地域へ帰省をする者。
- (2) 庄内地域の私立専修学校等に在学する学生のうち、県内の庄内地域以外の地域へ帰省をする者。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、対象者が本要綱の施行の日から令和3年2月28日までの帰省に要する往復交通費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 鉄道賃 対象者の住所地の最寄駅から帰省先の最寄駅までの往復鉄道賃。
- (2) 高速バス料金 対象者の住所地の最寄りの停留所から帰省先の最寄りの停留所までの往復高速バス料金。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請日時時点で期間の定めのない雇用契約を締結している労働者ではないこと。
- (2) 補助金の支給は、同一人に対し対象者の住所地の最寄駅(停留所)から帰省先の最寄駅(停留所)までの片道8回分を限度とすること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ではないこと。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象者の住所地の最寄駅（停留所）から帰省先の最寄駅（停留所）までの往復交通費とする。ただし、高速バス回数券の利用等により、交付申請額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 第5条各号に掲げる経費について国又は県内外の地方公共団体等から助成を受けたときは、この要綱による補助金は支給しない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、別表に定める日までに、庄内若者定着促進事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 対象経費に係る領収書の原本又は支払いを証明する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第10条 知事は、前条による補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 知事は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

別表（第8条関係）

乗車年月日	申請期限
本要綱の施行の日 から 令和 2年6月30日まで	令和 2年 7月31日（金）
令和 2年 7月1日から 9月30日まで	令和 2年10月30日（金）
令和 2年10月1日から11月30日まで	令和 2年12月28日（月）
令和 2年12月1日から 令和 3年 1月31日まで	令和 3年 2月26日（金）
令和 3年 2月1日から 2月28日まで	令和 3年 3月19日（金）